

用 語	定 義 及 び 追 加 説 明
	【追加説明】 ・リスクアセスメントおよびリスク分析の説明の中で、「危険源(危険状態)の特定」及び「危険源の同定」とは、以下の意味合いである。 ①危険源の特定:機械の仕様書や設計図及び使用状況の想定などを基に、ゼロからその機械に関連する危険源を突きとめること。 ②危険源の同定:①の手法では、その機械に関連するすべての危険源を漏れなく洗い出すのは困難である。そこで、一般的危険源を多数例示したチェックリストと突き合わせて当該の機械に関連する危険源を抽出する方法をとれば漏れを少なくできる。この方法を同定という。
(11) リスクの見積り	【JISB9700】 起こり得る危害のひどさ及びその発生確率を明確にすること。 【追加説明】 ・想定される危険源や危険状態に対して、リスク要素を用いてリスクの大きさを見積る作業。 「リスク要素」とは、リスクの見積りで使う、リスクの大きさを判断するための構成因子で、リスクパラメータとも呼ばれる。危害のひどさ、危害の発生確率などがこれに相当する。 リスクを見積って得られるリスクの大きさの程度を示す指標として、一般に「リスクレベル」という言葉を用いる。許容できるリスクから絶対に許容できないリスクまで、4ないし5段階に分類する場合が多い。
(12) リスクの評価	【JISB9700】リスクの分析に基づき、リスク低減目標を達成したかどうかを判断すること 【追加説明】(再評価について) ・安全方策の策定または実施後に行うリスクの評価(再評価)とは、その安全方策が、安全規格等に則っているかの検証およびリスクレベルに対応していて目的のリスクを適切に低減できるかなど、方策そのものの妥当性確認をしたうえ、許容可能なリスクが達成されたかどうかを判断することをいう。この場合、適用した安全方策が新たな危険源を発生あるいは誘発させないか見極めることも重要である。
(13) 適切なリスク低減	【JISB9700】現在の技術レベルを考慮したうえで、少なくとも法的要求事項に従ったリスクの低減。 【追加説明】 ・ISO12100-1(JIS B 9700-1 の基になった国際規格)の審議の際に、許容可能なリスクという表現を使用すると、国によっては一定の基準を示さなければならなくなるという国情に配慮して、「適切なリスク低減」を定義したといういきさつがある。 なお、JIS B 9700-1 の 5.5(リスク低減目標の達成)に、関係の記述があるので、参照されたい。